

## 日本消火装置工業会資料及び日本消火器工業会資料に対する野馬先生ご提出書面意見

「日本消火装置工業会：消火装置の PFOS 含有消火剤について」への意見

野馬幸生

消火装置の PFOS 含有泡消火剤は、駐車場等で大量に使用されていたはずで、貯蔵タンク内の消火剤は消火器よりも大量なので重要と考えている。管理台帳への掲載を行うこととされているので、PFOS 含有消火剤登録量や交換量が把握できると考えて、以下の質問への回答をお願いしたい。

1. 説明資料 p6（国内実施計画 62-63 ページ）に PFOS 量として約 17 トンとあるが、消火器と消火器用薬剤を除いた泡消火剤の総量。その量が現在使用中の PFOS 総量（現存量）と考えて良いか。
2. これまでの処理済み総量（できればその経年変化も）、そして今後の処理対象量。
3. 耐用年数（寿命）及び全量の交換処理完了時期。
4. PFOS 含有廃棄物（主に入れ替え時に生じた廃 PFOS 含有薬剤）について、これの処理を行った委託先業者が行うモニタリング結果を、消火装置工業会関連業者は確認しているか。
5. 解体工事により発生する廃 PFOS 使用泡消火設備については、どのような取り組みを行っているのか。

PFOS については、技術的留意事項がうまく機能した例として大変重要になると考えている一方、今後のPFOS含有消火薬剤や消火器についての制度的検討への示唆を多く与えている。その要点は、下記のとおり。

## 1. 技術的留意事項発出後の手続きと透明性の確保について

広域認定制度の認定時に相当の指導があったように推測されるが、事実上、広域認定取得を通じて技術的留意事項が法的基準に近い規制として機能していたのではないかと思える。技術的留意事項の運用過程で行われてきたこと、広域認定制度運用の過程で行われてきたこと、およびユーザー負担を求めないと意思決定できた経緯の確認などは、今後の検討に重要な知見と考えるので、整理しての報告をお願いしたい。

## 2. 広域認定制度でのPFOS含有消火器の処理について

### 2.1 広域認定での処理開始までの状況

#### (1) ダイカン大阪工場のストーカ炉での消火器容器処理の適切性

ダイカン大阪工場のようにストーカ炉では、「消火器容器」の混合処理は困難であると思えるが、実証実験等の経緯を知りたい。

#### (2) 実処理時のモニタリング確認

実処理に際してのモニタリングを行っているか。モニタリング結果はどこかで確認しているか。

#### (3) PFOS 付着消火器容器等（鉄製、ステンレス製）の焼却処理の経緯

PFOS 付着消火器容器等焼却処理は技術的留意事項では規定していないが、どのような方針で焼却処理に至ったのか。その手順（次の保管・運搬、分別方法も含め）についての確認は必要。

### 2.2 PFOS 含有消火器の取扱い方法と処理実績

(1) 「技術上の基準では消火器の状態での保管・運搬にかかわる定めはない。」とあるが、PFOS 含有廃棄物として技術的留意事項による規定を運用することはできなかったのか。

(2) PFOS 含有の分別方法として、受け入れ時にPFOS含有消火器と非含有消火器の分別は、どのような方法で区分するのか。

(3) PFOS 含有消火器において、PFOS 含有量 0.3ppm の消火器容器の焼却処理 という言い方は不適切と思う。消火器容器平均重量で残液中のPFOS量を除した値であるが、PCB含有トランスの筐体等においても容器全体重量中のPCB濃度という考え方はしていない。

### 2.3 回収促進の方策と今後の見通し

「ユーザーへの追加負担は行わない」とあるが、処理費用を業界で担うということは、この費用が新規消火器コストに乗っていると認識してよいか。